【所属名:教育委員会事務局こども教育課】 【会議名:第3回いじめ防止連絡協議会】

会議録

作成日 令和4年3月25日

| 日 | 令和4年3月2 | 23 日 | 時間 | 14:30~ | 16:00 | 場所 | 糸魚川市民会館 |
|---|---|------|----|--------|-------|----|---------|
| | 報 告・市教育委員会から情報提供 | | | | | | |
| 件 | ・各団体からの情報提供 | | | | | | |
| 名 | 情報交換 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 【委員】8名(下記団体より1名) | | | | | | |
| | 糸魚川警察署、新潟地方法務局糸魚川支局、人権擁護委員協議会、糸魚川市 PTA 連絡協議会、 | | | | | | |
| | 主任児童委員、高等学校、市校長会、市教育研究会生徒指導部 | | | | | | |
| 出 | 【教育委員会】靏本教育長 | | | | | | |
| 席 | 【事務局】磯野次長、こども教育課:冨永課長、小野参事、水澤係長、佐藤副参事 | | | | | | |
| 者 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 傍聴者定員 | | | - 人 | 傍聴者数 | 汝 | 1人 |

会議要旨

- 1 開会のあいさつ(教育長)
- 2 報告
- (1) 糸魚川市教育委員会からの情報提供
- ・いじめ・不登校の状況(令和3年4月1日~令和4年1月31日) 資料 P. 2-P. 4のとおり

質 疑

なし

(2) 各団体からの情報提供

(警察署) いじめによる補導検挙等なし。今後も学校等の関係機関と協力して対応していく。

- (法務局) 平成30年6月に制定された成人年齢を18歳とする法律(R4.4.1から施行)にかかわって関連法律も変更になる。もしかしたら、高校生が裁判員裁判の名簿に載るかもしれない。高等学校で模擬裁判の学習も予定されていると聞く。公教育の充実を図っていきたい。情報提供として、スマホを持たせる親のうち、51%が小学生からという結果がある。
- (人権擁護委員) コロナ関連で啓発活動ができにくい。ヒヤシンスを糸魚川小学校の5年生に育ててもらい、福祉施設へ持って行った。児童が持っていくことはできなかったが、喜んでもらった。

しかし、子どもが達成感を得るまでには至らなかった。コロナ、ウクライナのことで、心に

闇を持っているのではないかと感じている。笑顔いっぱいになってほしい。

- (PTA連絡協議会)子どもの様子を見ると、コロナに対する差別は無いように感じる。それよりも、スマホをもたせることの方が気になる。親と子どもが一緒に学ぶ場があってほしい。
- (主任児童委員)主任児童委員は、民生委員、民生児童委員の中の組織だが、積極的に家庭に入っていくことをしていない。市教委や学校からの要請があった場合には関わっていく。今年度、ヤングケアラーの研修を実施した。こども課の課長補佐から講師になっていただき、学習をすることができた。糸魚川市の実態は掴めていないのが現状。しかし、コロナ禍で子どもが家庭にいる時間が長くなることで大変な実態があるのではないか。民生児童委員としては、地域の様子をしっかりと把握し、適切に学校や市教委へ情報提供したい。
- (高等学校)体育祭、文化祭共に実施できた(無観客だが)。このまま2年連続でやめると、未経験の生徒だけになり、子どもの中でつながらなくなる不安があった。ステージ発表や球技大会は当該学級のみ観戦、他の学級はオンライン参観であった。修学旅行は県内1泊に変更し、なんとか実施した。いじめについては、本年度20件近くを認知し、ほぼ解消した。難しいのは、3か月を経過し、被害、加害の当事者とその保護者が了解してから解消となるため、対応が難しい。当該生徒等に確認することで再度、思い起こさせることになるのが切ない。令和4年4月から、高校のGIGAスクール構想が始まる。県の方針では、原則として持ち帰らせることとなっている。心配なことは様々あるが、十分に検討しながら対応していく。
- (校長会)子どもは、コロナ禍で、ちょっとすると休まされている。暇になる。ゲームや SNS にかかわる課題が出てくると危惧している。半面、ひすいルーム、のうルームがあるおかげで、完全に引きこもり状態の子が減っているのではないかと感じている。この両ルームが学校とつながることでよい効果があがる。親はスマホを買い与えるが、中身や使い方を管理することは難しいのが現状。学校では、弁護士の話を聞く機会を設定するなど、子どもに直接的な指導の機会をもつように工夫している。現在、部活動の地域移行を進めているが、進め方だけでなく、関係者全員で真剣に考えなければいけない。今後土日に学校で部活を行わない時代がくる。地域の指導者をどのように指導していくか。部活に入らない子どもが街に溢れるかもしれない。たくさん、議論が必要。
- (教育研究会)生徒指導の基本は、学級経営にある。今年度も糸魚川市教育研究会生徒指導部の事業として、上越教育大学の赤坂先生を招いて学級経営にかかわる研修を実施した。市内中学校と学区の小学校では、いじめ見逃しゼロスクールを確実な取組としてやり遂げている。コロナ禍の中にあってもできる交流を検討し、外部講師を呼ぶなどして子どもに大事なことを伝え、考えさせる機会となっている。それぞれの学校で児童生徒のリーダー育成に力を入れている。各校の活動母体がしっかりしているため、子どもの自浄能力を育てることにもつながっている。

<質疑>

- (人権擁護委員) 学校では、いじめられたらどうするかについて子どもに教えているか。
- (教育研究会) アンケートや面談等を細かに配置して子どもの声を拾うようにしている。学校以外の相談窓口なども紹介している。子どもには困ったら、まず声を出すこと(気持ちを伝える。相談するなど)を教えている。
- (人権擁護委員) ことが起きてからではなく、いじめのリスクを負ったときにはどうするかとい

- うことを具体的に示したほうがよいと思う。日頃から伝えておくことが大事。
- (教育研究会) 道徳の授業や全体指導を通じて指導している。全ての学校で行っている。教職員のアンテナを高くする必要がある。子ども自身の意識も高めてきた。保護者の対応も大事にしている。
- (人権擁護委員)人権教育・啓発推進計画では、「優しさ思いやりから、権利主体へ」を重視している。一人ひとりの力をつけていくことにかかわって、子どもの権利条約を含めて教えてほしい。
- (事務局) 令和4年度から、子どもの権利条約について確実に指導する機会をもち、子どもの権利主体性を育むこととしている。
- (主任児童委員) いじめられたら、「やめてくれ」「いやだ」と言える力を育てると言うこと。 反面、一人ひとりが、どんなに力をつけようが、集団の力関係が凝り固まっているようでは、 そうは言えない。学級担任という大人が、子どもの一人ひとりの姿をどのように見ているの かが大事。教師が学級集団をつくっていく力をつけることが大事。
- (人権擁護委員)「けんかって悪いことですか?」と聞かれたことがある。子どものけんかにど のように対応しているのか。
- (事務局) 互いに、どういう思いでやっているのかというのを確認する。絡まった糸をほどくように指導・支援している。
- (事務局) 意見の相違を冷静に考え、話し合い、問題を解決していくことも大切な学びの場と考えている。
- (人権擁護委員) 「けんかをダメだ」と捉えている子ども。けんか=「暴力、いじめ」と短絡的 に捉えないようにしてほしい。
- (事務局) 県が大事にしている、社会性の力を育てていくこともいじめ未然防止には大事だと考えている。
- (教育研究会) 現在の子どもは、自分を持てずに、周りにも興味を持てないという課題がある。 このような課題にも対応できるように、一人ひとりの教師が様々な機会をとおして、対応 する力を養う必要がある。
- (校長会) 家庭教育、社会教育が学校教育と一体でやることが大事ではないか。
- (主任児童委員) その昔、部活を外部指導者へ委ねたとき、無責任な教師と無茶な外部指導者になってしまったことがある。しっかりと計画し、議論しなければいけない。
- (事務局) 部活動のガイドラインを守るなど、段階的に指導者の理解を求めながら慎重に進めるようにしたい。
- (教育長) 「18 歳成人」について、啓発を含めてどのように教育しているのか、高等学校の現状を教えてほしい。
- (高等学校)まずは、選挙権の問題。社会科にカリキュラムに入っており、投票箱を市から借りて生徒会選挙を行うなど、実践を進めている。裁判員制度は指導者自身の勉強が必要。裁判員制度を実施するには研修期間が必要なため、在学中の対応は無いと考えるがどうか。
- (法務局) 授業の関係で辞退することは考えられるが、対応の可能性はある。次年度以降の新しいカリキュラムの中に、裁判員制度をどのように盛り込んでいくかが課題である。
- (人権擁護委員)人権啓発ネットワーク協議会の次年度予算で、LGBTの映画上映と市内小学校2校でCAPの取り組みを予定している。(R4年度は能生小と木浦小)

3 閉会の挨拶(次長)